

本運用基準の策定前に登録されたサービス付き高齢者向け住宅の更新時に適用する基準について

本運用基準の策定前（令和2年9月30日以前）に登録されたサービス付き高齢者向け住宅は、旭川市サービス付き高齢者向け住宅制度実施要領（平成23年10月20日施行，令和2年9月30日廃止）により登録されていますが，その更新申請を行う場合は，本運用基準が適用になります。

	平成23年10月20日～	令和2年10月1日～	令和6年8月1日～
新規登録	旭川市サービス付き高齢者向け住宅制度実施要領を適用	本運用基準を適用	本運用基準（改定）を適用
更新時	本運用基準（改定）を適用		
主な変更点等	<p>〈共同利用部分〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共用の階段や廊下，エレベーター，エレベーターホールその他これらに類するものは共同利用部分に算入しない ・ 面積≥ 25 m²を下回る住戸床面積と25 m²の差の合計 ・ 共同利用の台所及び浴室は，これらを備えていない住戸のある階ごとに原則設置 <p>〈一つの住戸に二人入居〉 （定めなし）</p>	<p>〈共同利用部分〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共同利用部分に算入しないものに共用のトイレを追加 ・ 面積\div住戸数≥ 2 ・ 共同利用の台所及び浴室は，これらを備えていない住戸から車椅子で円滑に移動 <p>〈一つの住戸に二人入居〉 （定めなし）</p>	<p>〈一つの住戸に二人入居〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住戸面積≥ 30 m² ・ 共同利用部分を設ける場合は23 m²以上 ・ 共同利用部分面積\div (25 m²未満の単身入居住戸数+30 m²未満の二人入居住戸数$\times 2$) ≥ 2